

令和8年度

小・中学校施設等の地域開放事業

ご利用のしおり



日進市教育委員会

1 事業について

この事業は、小・中学校体育施設等を学校教育に支障のない範囲で市民に開放するものです。自治会や子ども会等を始めとした地域活動のために学校施設を開放するものでの、クラブやサークル（趣味）活動には利用できません。

2 利用申請手順（団体登録完了後）

利用可能施設や利用時間については、ホームページをご確認ください。



ホームページはこちら

（1）申請方法

- ① 「日進市電子申請・届出システム」にて申請
- ② 「日進市立小・中学校施設等地域開放使用許可申請書」を学習政策課窓口に提出
※市役所開庁日時：平日午前9時から午後5時まで



電子申請はこちら

（2）申請期間

利用月の「3か月前の月初」から「2か月前の月末」まで

（例：7月分利用 → 4月1日から5月31日まで）

※4月利用分のみ、2月1日から受付開始となります。

※やむを得ない理由により申請期間を過ぎる場合は、事前にご相談ください。

（3）申請時の注意事項

- ① 原則、学校備品の貸出は行いません。各団体でご準備ください。
- ② 天候や学校・市の都合等により利用許可後でも利用できなくなる場合があります。
- ③ 完全学校閉校日（8月中旬）及び年末年始（12月28日～1月4日）は、利用できません。

3 利用上の注意

（1）使用許可書の取り扱い

- ・利用時は、使用許可書を持参し、管理指導員に提示してください。
- ・使用許可の権利を、他人に転貸・譲渡することはできません。

※申請者と実際の利用者が異なる場合、利用中止や団体登録の取消しを行うことがあります。

(2) カギの開閉（管理指導員が行います）

- ・利用当日は、貸出時間に直接学校にお越しください。
- ・開錠は、貸出時間の15分前を目途に行います。
- ・貸出時間を過ぎても開錠されていない場合は、学習政策課にご連絡ください。
- ・施錠は、各利用時間終了後15分を目途に行います。

(3) 照明・空調利用

- ・照明や空調を利用したい場合は、必ず管理指導員に依頼してください。
- ・管理指導員が電源の管理・設定を行いますので勝手に触らないでください。

(4) 利用中・利用後の注意事項

【利用中のマナー】

- ・体育館では、必ず室内専用シューズ（各自で用意）を使用してください。
(学校に置いてあるシューズ・スリッパは使用できません。)
- ・利用時間には、準備・後片付けの時間を含みます。終了15分前から片付けを始めてください。
- ・ごみは必ず持ち帰ってください。（施設内のごみ箱はすべて使用禁止）
- ・学校敷地内は、禁煙（加熱式たばこを含む）・火気厳禁です。
- ・使用許可を受けた場所以外には立ち入らないでください。
- ・利用時の負傷・事故・盗難等については各団体で対策・管理してください。
- ・音響機器等を使用する場合は、近隣住民の方に迷惑にならないよう必要最小限の使用に限定し、音量についても配慮してください。また、事前に近隣住民に周知するなど、トラブル防止にご協力をお願いします。

- ・器具などを破損した場合は、速やかに管理指導員へ報告し、翌開庁日に学習政策課へ必ず届出をしてください。

※修理費は団体で負担していただくことになります。

【提出書類】

「日進市立小・中学校施設等損傷（滅失）届」

【清掃・片付け】

- ・利用後は、施設・トイレの清掃を必ず行ってください。
- ・運動場は、コートブラシやグランドレーキ（トンボ）で整備してください。
- ・体育館及び柔剣道場は、備え付けのモップで清掃してください。
- ・掃除道具など使用した器具は、必ず元の場所に戻してください。
- ・室内で窓等を開けた場合は、必ず施錠してください。
- ・忘れ物が無いか確認し、終了後は速やかに帰宅してください。

(5) 駐車場の利用

- ・指定場所以外に駐車しないでください。限りがありますので、乗り合わせにご協力ください。

※指定場所は、5ページ以降を参照してください。

- ・施設図上の駐車台数は、駐車可能台数を保証するものではありません。当日の教職員や他の団体の利用状況により変動します。

(6) キャンセルの手続

- ・利用を取り消す場合は、前日の開庁日（前日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに、学習政策課へ連絡してください。

- ・貸出開始時間から1時間利用がない場合は、無断キャンセルとなります。

【無断キャンセルの取り扱い】

1回目 代表者へ注意

2回目 当該年度の団体登録の取消し

(7) 災害時の対応

【共通の対応】

- (1) 次の場合は、施設の利用を中止し、速やかに帰宅してください。

また、利用中止の際は必ずメンバー全員に連絡をしてください。

・利用時間中に警報・情報が発表された場合

・利用時間中に警報・情報が発表される可能性が高い場合

※帰宅が困難または危険な場合は、安全が確保されるまで施設内で待機してください。

- (2) 警報・情報等が解除された後の利用は以下を徹底してください。

・携帯ラジオ等、情報収集手段を準備し、常に最新情報の収集に努めること

・必要時に速やかに利用中止できるよう準備しておくこと

《利用不可条件》

【暴風警報・暴風雪警報発表時】

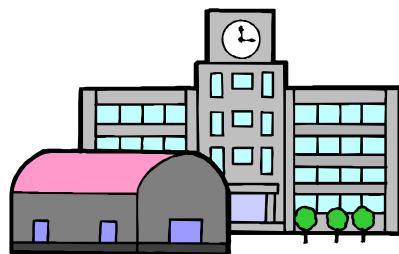
- 日進市に発表されている暴風警報または暴風雪警報が、利用開始時間の2時間前までに解除されない場合

【南海トラフ地震に関する情報（臨時）発表時】

- 「南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時より相対的に高まった」と評価されている場合

(8) 緊急時の AED 使用

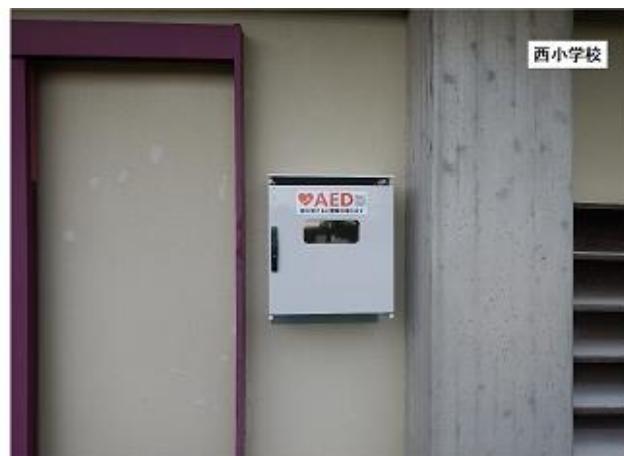
- ・緊急時にAEDが使用できるよう、設置場所を確認してください。
- ・AEDを使用するまでの手順
 - ①心肺停止を確認
 - ②119番通報
 - ③AEDを取り出す
 - ④AEDを使用
 - ⑤管理指導員へ連絡



4 各校指定駐車場及びAED設置場所について

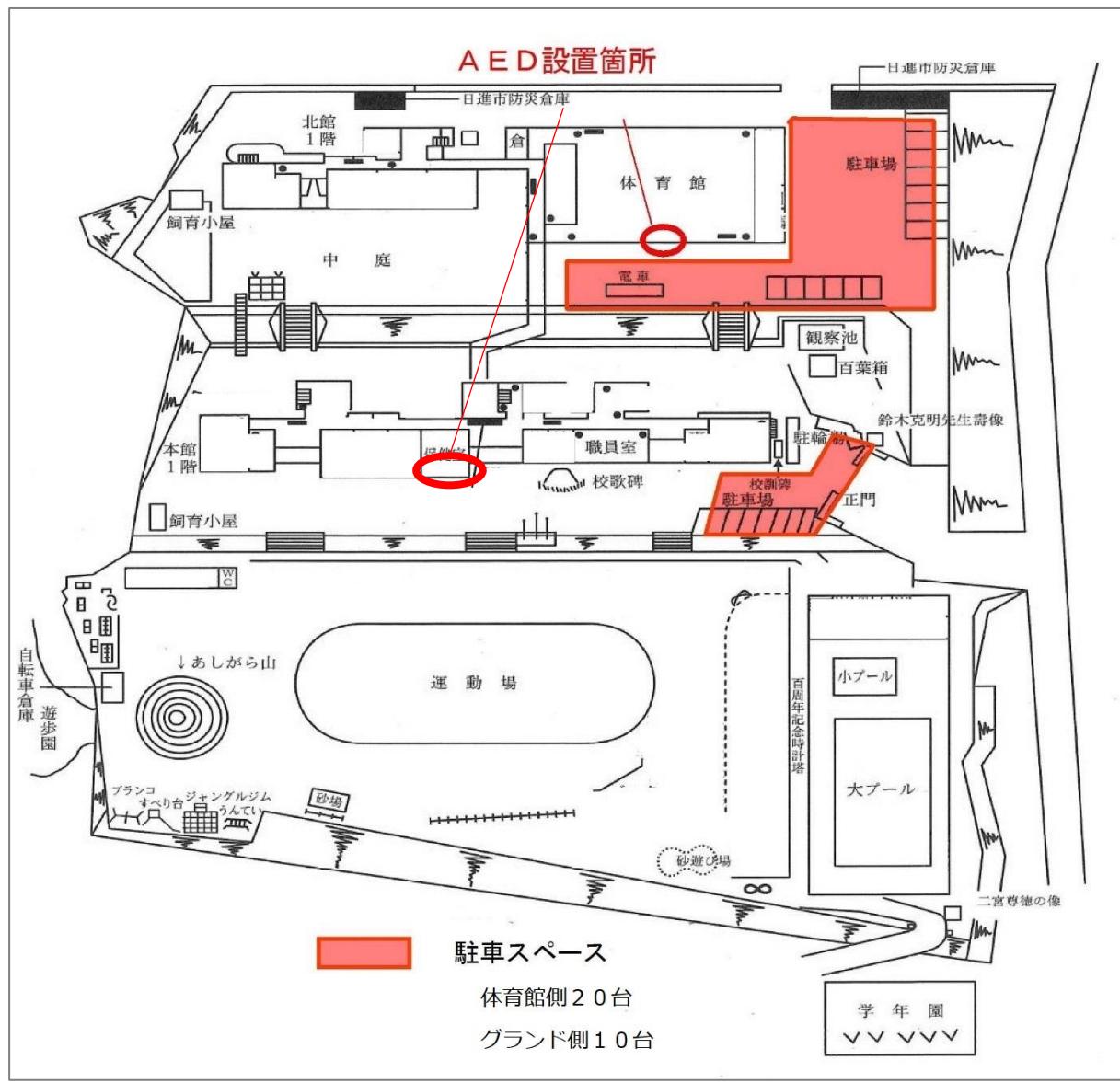
西小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



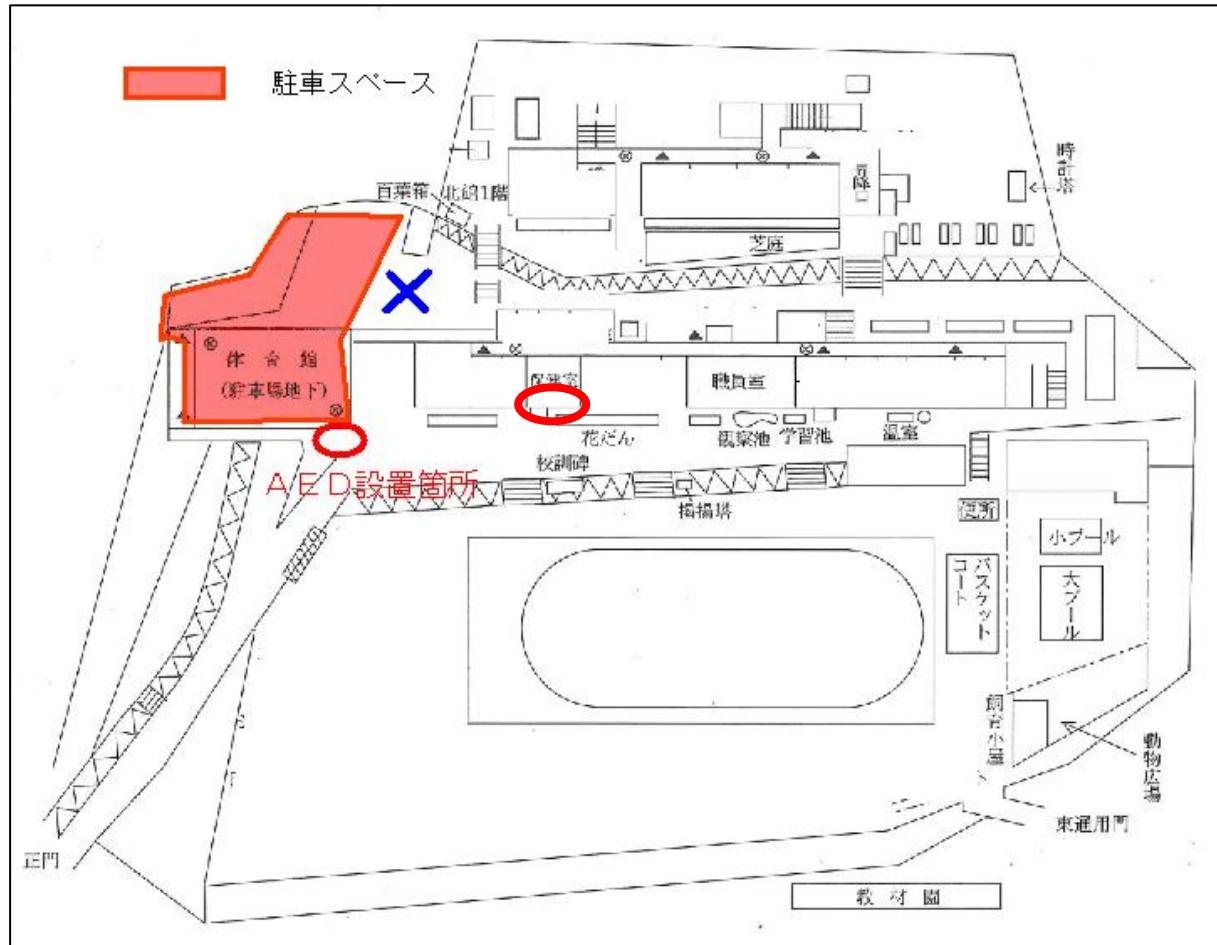
東小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



北小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。

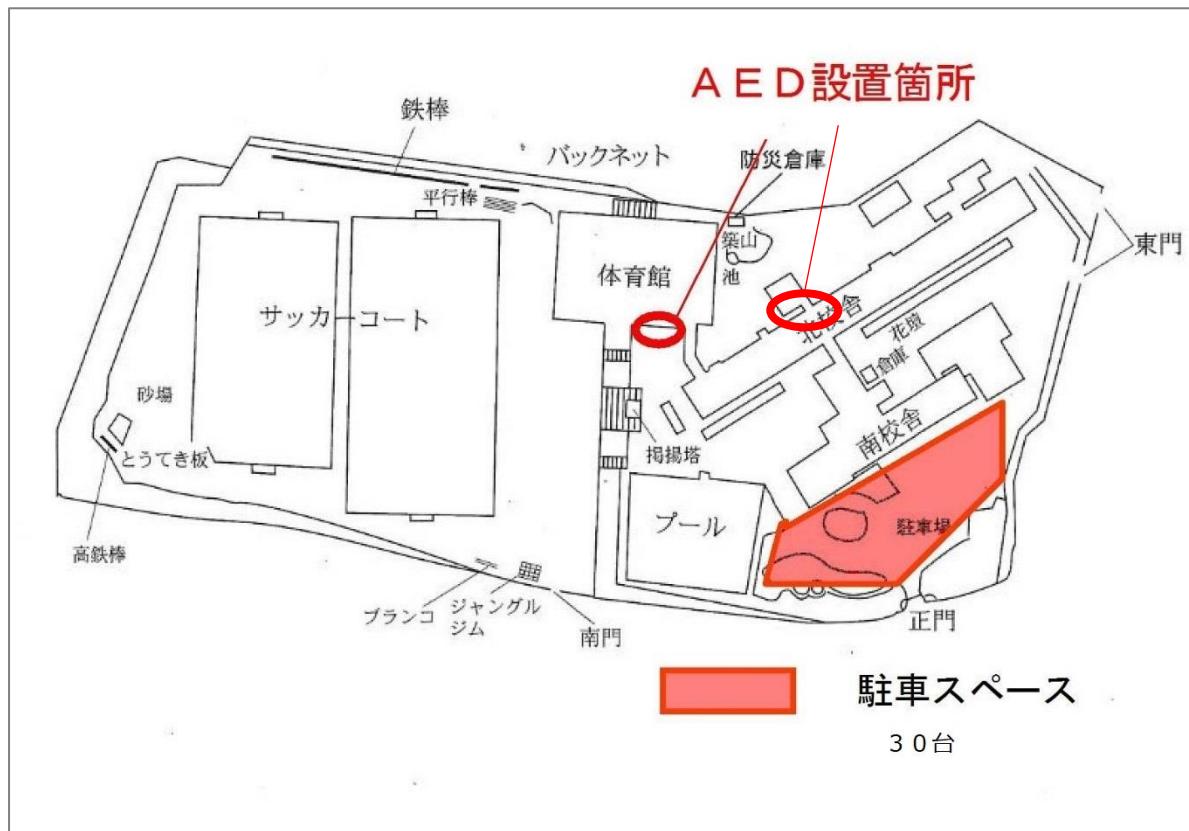


※×のスペースには駐車をしないでください。



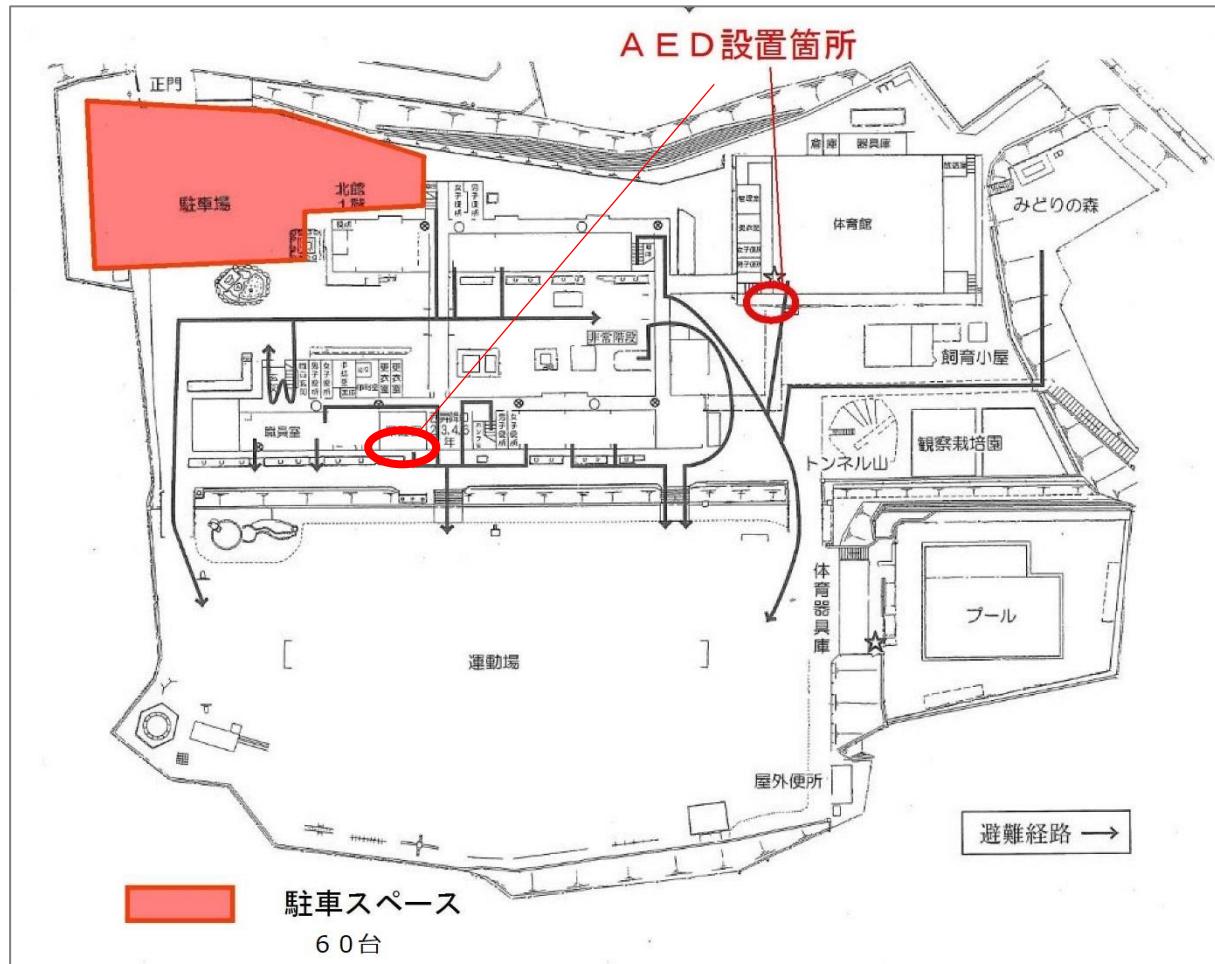
南小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



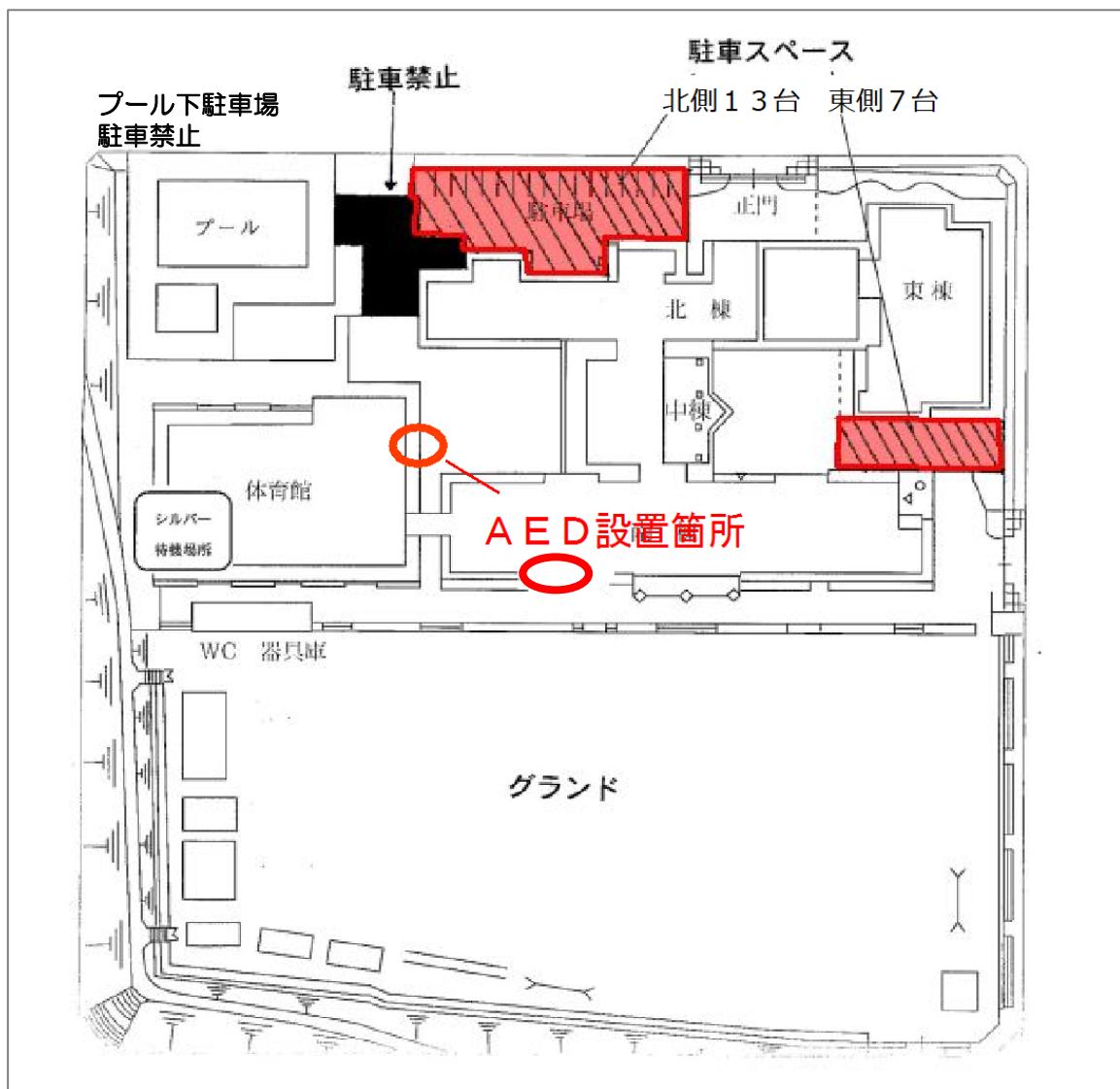
相野山小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



香久山小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



梨の木小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。

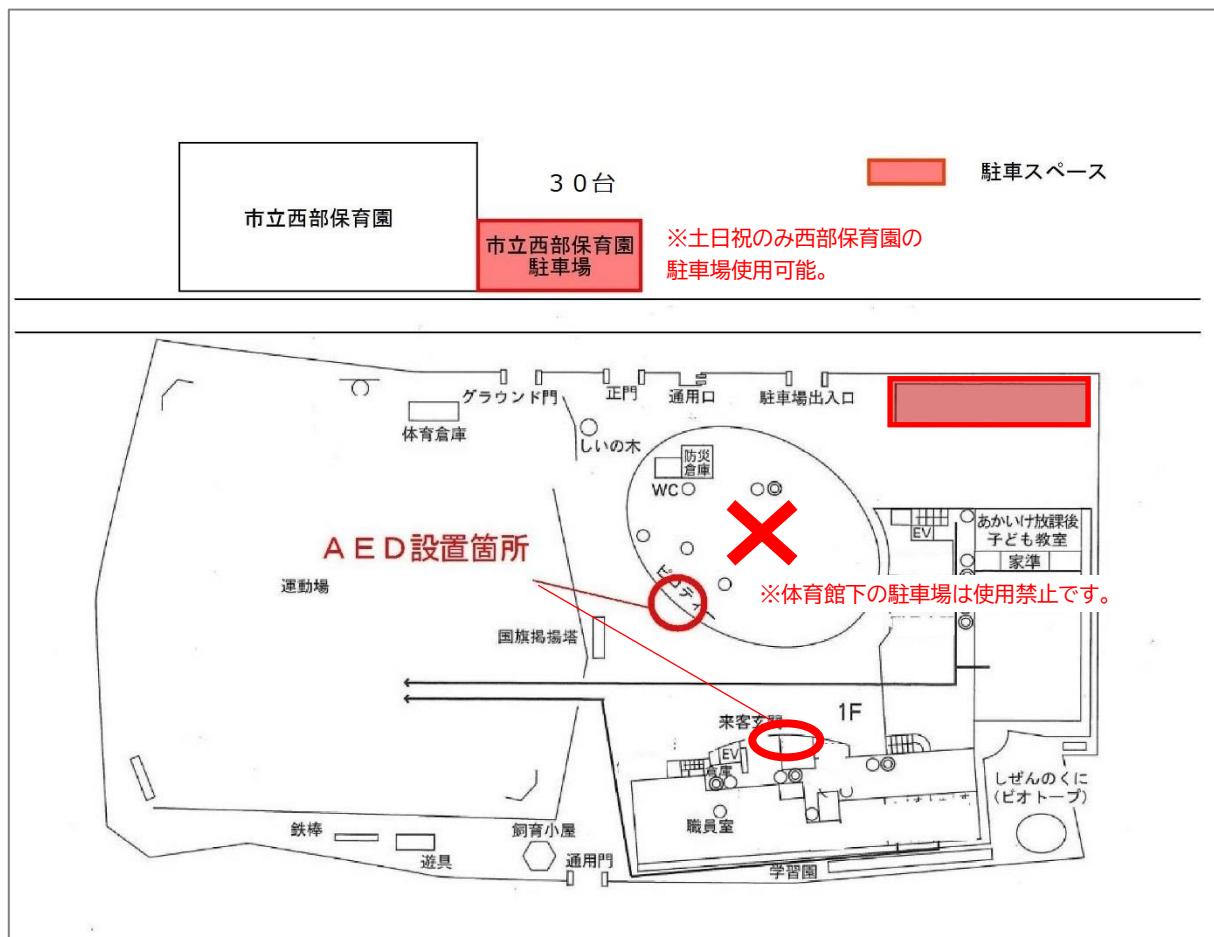


※×のスペースには駐車をしないでください。



赤池小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。

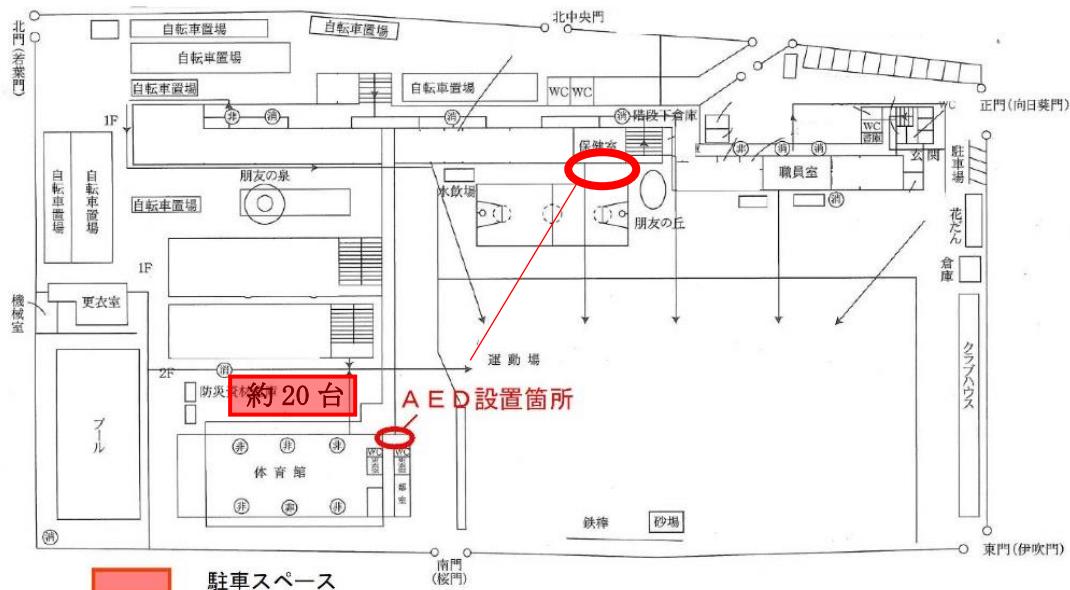


※体育館下のスペースには駐車をしないでください。



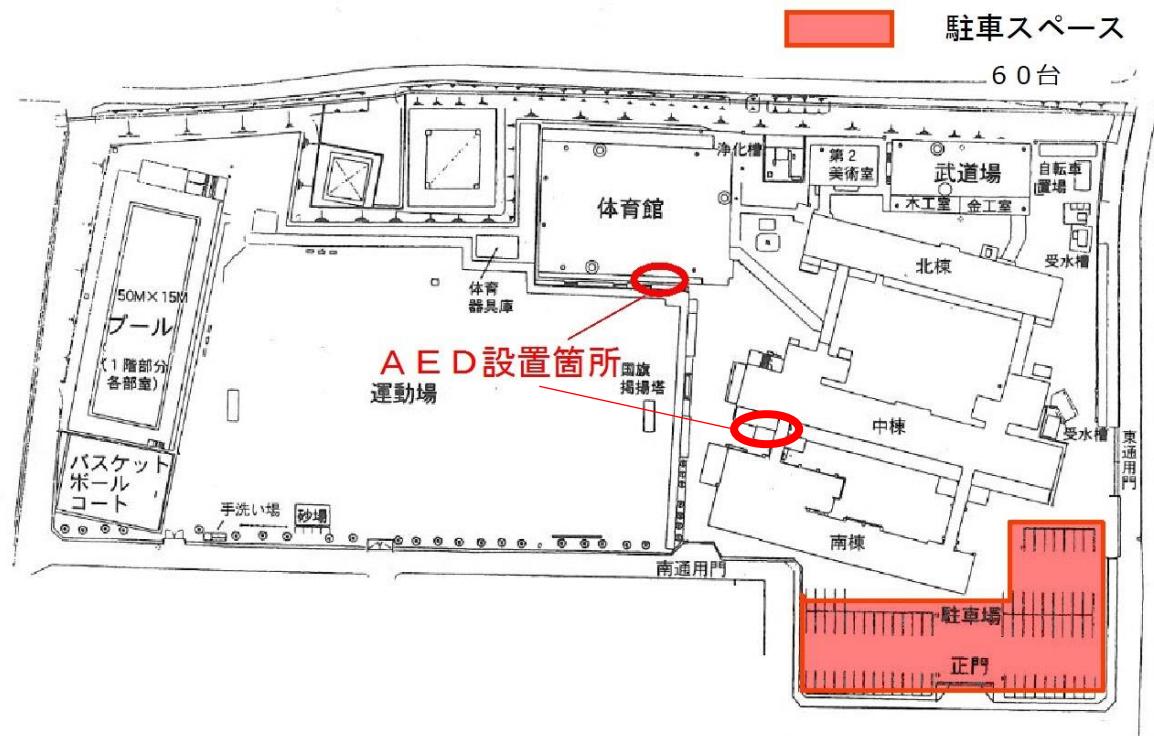
日進中学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



日進西中学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



日進東中学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。

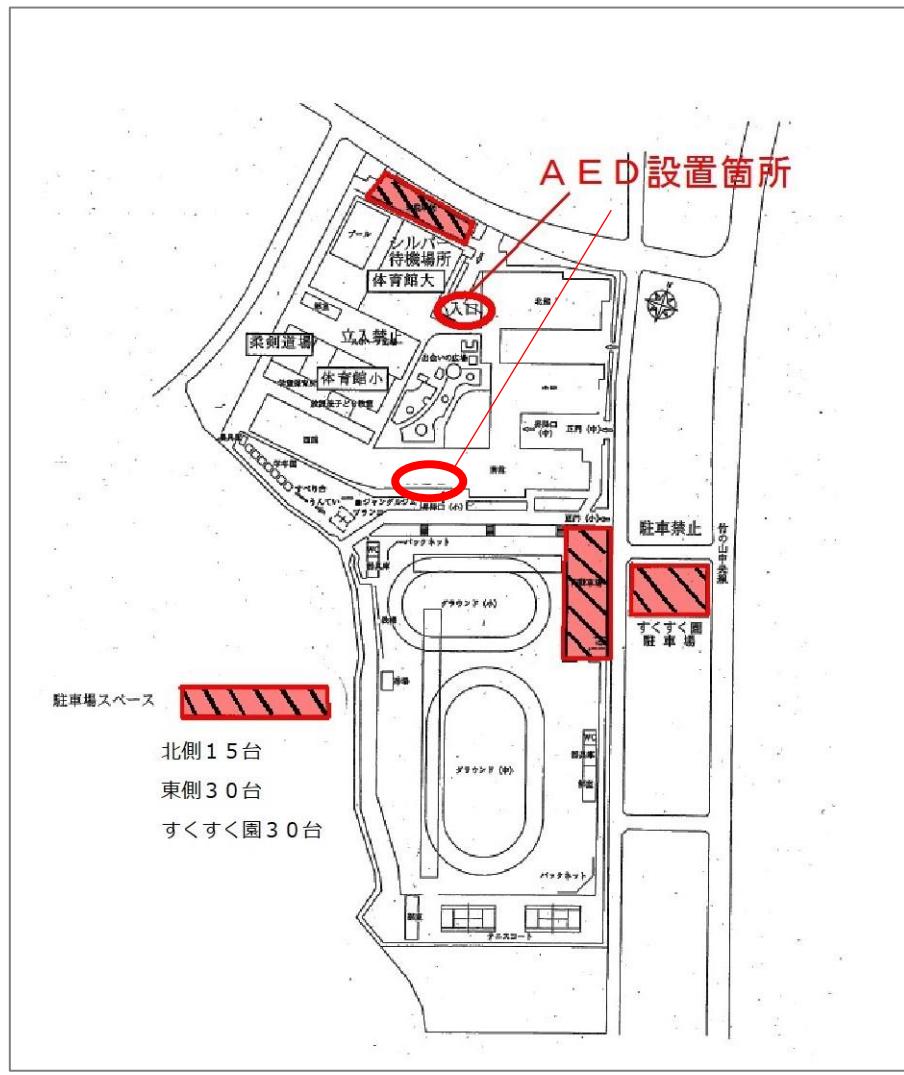


※正門へ向かう坂道には駐車をしないでください。



竹の山小学校・日進北中学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



お問合せ先

〒470-0192

日進市蟹甲町池下268番地

日進市教育委員会学習政策課

TEL 0561-73-4169(直通)

FAX 0561-74-0258

E-MAIL gakushu@city.nisshin.lg.jp

